

**ナショナルバイオリソースプロジェクト  
第2回実費徴収・知財ワーキンググループ  
議事概要**

1. 日時・会場

平成20年12月4日（水）14：00～17：00

中央合同庁舎第7号館17階 研究振興局会議室

2. 出席者

委員

（主査）小幡 裕一	理化学研究所筑波研究所 所長
島田 寿子	協和綜合法律事務所 弁護士
鈴木 睦昭	情報・システム研究機構国立遺伝学研究所知的財産室 室長
深見 克哉	九州大学知的財産本部 特任教授
山本 雅敏	京都工芸繊維大学ショウジョウバエ遺伝資源センター センター長

文部科学省

川上 一郎	研究振興局ライフサイエンス課	ゲノム研究企画調整官
河野 広幸	研究振興局ライフサイエンス課	生命科学専門官

事務局

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課  
ナショナルバイオリソースプロジェクト事務局

3. 議事

1. 開会
2. 報告書（案）の審議
3. その他
4. 閉会

#### 4. 配付資料

資料 1 : ナショナルバイオリソースプロジェクト第1回実費徴収・知財ワーキンググループ議事概要

資料 2 : ナショナルバイオリソースプロジェクトにおける実費徴収の実施および知的財産権の保護に関する報告書(案)

参考資料1 : ナショナルバイオリソースプロジェクトにおけるリソースの提供について

参考資料2 : ナショナルバイオリソースプロジェクトにおける生物試料移転同意書(MTA)の整備について

参考資料3 : ナショナルバイオリソースプロジェクト第2回運営委員会委員長会議議事概要

## 議事要旨

### 1. 開会

- ・開会の挨拶が小幡主査からあり、引き続き配付資料の確認が行われた。

### 2. 報告書（案）の審議

- ・資料2、参考資料3に基づき、報告書（案）について文部科学省より説明があり、その後で意見交換が行われた。内容は以下のとおりである。

#### <本報告書の構成について>

- この報告書はどのタイミングで誰に渡して、どのような使い方をしよう依頼するものなのか。（鈴木委員）
- 実際に実費徴収をしていただく際の分かりやすい指針とし、これを踏まえて時間を掛けて実費をきちんと取れるような形にしていきたい。（川上調整官）
- NBRPの実施機関の中でも意思統一が図られていないところがある。一定のガイドラインを作り、NBRPに参加していない機関にも実費徴収やMTAに対する考え方を理解してもらうことで運営が容易になる。適正な処理でMTAが交わされて知財権が守られ、かつ学術研究には自由に使える状況を作りたい。目次と章立てについては当面、案のとおりとする。「はじめに」は河野専門官が作成し、それを各委員で議論すればよい。（小幡主査）

#### <第1章 実費徴収範囲>

##### 1. 実費の概念

- 事務のサポートに係る経費についてガイドラインに示すところが一番難しい。クレジットカード方式であればリソース発送作業の人件費の方が高くなるが、両方の経費を加算しても大きな金額にはならないだろう。（山本委員）
- 理研BRCでは20%掛かっている。提供量が多くなるほど事務経費が必要になってくる。収集保存、品質管理、設備、必要なバイオリソースの基盤整備に係るものは補助金、交付金で手当し、提供に係るところは利用者負担にしようというのが、実費徴収の本意であり、そうしないと収集保存等に提供の経費が食い込み、最終的にこの事業が成立しなくなる。財務省や会計検査院からの指導、指摘もあるが、最大の目的はリソース事業をやって利用が増えれば増えるほど、予算が逼迫することを避けることである。（小幡主査）
- リソースごとにどういう経費が掛かるのか、どこまでを提供に係る経費として積算しているのかをふまえて、例示をあげる形にした方が分かりやすいのではないか。（島田委員）

- 事務経費はリソース発送と実費徴収に関わる場所だと考えている。それらの業務に掛かった時間が最低限の積算根拠になる。(山本委員)
- 穀物リソースに関して、リソースそのものは安い、ある程度の事務経費等を含めた方が運営しやすくなる。(鈴木委員)
- 実費を徴収することにより、品質保証、研究と非研究との仕切り、運営費交付金との区別、世界的な有償・無償の動向との関係の問題が出てくる。これらの整理を明確にすれば徴収範囲も明確になってくるのではないか。また、MTA、請求書を起こす場合は正規の事務職員による対応が必要となるので、その経費の取り扱いも問題となる。さらに、徴収した実費の取り扱いも機関ごとに異なってくる。九大では通常、大学が間接経費として50%取るルールになっている。その場合、NBRPの補助金の間接経費と二重取りする形になってしまうため、収益として通常のマテリアルを移動させた場合とは違う、きちんとしたルールが必要だ。NBRPのリソースはニュートラルなものだと考えて、徴収した実費は全額研究室に入れるというルールで運営しないと行けない。(深見委員)
- 研究者にインセンティブが行くことはNBRPの趣旨と合わない。提供しているリソースが誰のものかということを確認し、インセンティブを除外する必要がある。(鈴木委員)
- 機関が持っている権利とNBRPとを区別するために、NBRPのリソースに限った話であることを報告書に明文化しておく必要がある。(小幡主査)

## 2. バイオリソース事業の運営に係る経費

- 提供に係る実費は積算内容によって変わってくるため、どういう経費を計上すればよいか示す必要がある。梱包費や輸送費、事務経費、注文から提供に至るまでに掛かった飼育費等は計上してもよいのではないか。一方、知的基盤整備に係る費用は、固定経費として補助金なり交付金でサポートするのが妥当である。(小幡主査)

## 3. 実費徴収が可能な経費

- 提供件数によって事務経費は変動し、それによって価格も大きく変動してしまうのではないか。(深見委員)
- リソースによって違いはあるが、1カ月に1回、2週間に1回まとめて発送するというような工夫をして、リーズナブルな人件費を考えていくべきではないか。(山本委員)
- その場合、雇われている人の雇用体系や雇用の安定性という問題が生じる。(深見委員)
- 提供件数が多ければ専従の人を置き、少なければ他の業務を行っている事務員が一時的に提供業務を行うようにして、それぞれの従事時間を案分する形が必要になってくるだろう。

1 単位提供するのに掛かる経費を全て積算し、提供数に比例して実費を徴収できる仕組みを考えていきたい。本件は経理も関係してくるので、機関の経理担当にも理解してもらわないとうまくいかない。(小幡主査)

- 1 単位あたりの実費を積算しても、思った程提供数が伸びず、実際に掛かった経費が徴収した実費より高くなるということもあり得る。その場合、提供数の少ないリソースでは計算が難しくなるのではないか。(鈴木委員)
- 実費というのはそもそも固定的なものであるという前提はない。実費はまさに掛っている費用であり、予め設定した価格に縛られる必要はない。(島田委員)
- 理研BRCでも実費の見直しをしているが、トレンドがあって年間提供数はほぼ想定でき、それほど狂うものではない。(小幡主査)
- 提供に係る経費を支出する時期と徴収した実費が入ってくる時期の差はどうするのか。その過程でマイナスが出た場合、誰が補てんするのか。(深見委員)
- 京都工繊大では今年度から提供に係る経費だけは大学から赤字決済の許可を受けている。後日実費が入ってきてとんとんになるという想定で行っているが、もし足りなければ持ち出しということになるだろう。事務経費は今のところ計上していないが、ガイドラインが出たら見直そうと思っている。(山本委員)
- 事務経費を入れる場合、提供のために人を雇った場合の人件費の処理ははっきりしているが、既存の職員を使う場合、一般経費に入っている部分から振り分けるという考え方になるのか。(島田委員)
- 提供数が増えれば必ずそうなる。全体の業務時間から提供に掛かった時間を割り出し、それに対する人件費を実費で手当する。徴収した実費が多額であれば人を雇えるようにし、全体としてうまく回る仕組みを作りたい。その際、実費が利用者の払える範囲に収まるのが重要で、何でもかんでも計上するととんでもない値段になって誰も使えなくなる。研究コミュニティで相談してリーズナブルな価格帯を考えてもらう必要がある。(小幡主査)
- リソースそのものは帳簿に一切載らないようにしないと、資産計上しなければならなくなり、会計上の整理が厳しくなる。実際に掛かっている消耗品費、えさ代等は帳簿に載るので、その対価を実費として頂く。(事務局)
- 現在、NBRPでは営利団体と非営利団体の差別化をしており、営利団体からは30%余分に手数料をいただいて、リソースを再輸送する際の経費等に充てている。営利団体と非営利団体は、科研費を申請できる機関かどうかで区別している。30%は、伝統的に営利団体が大学と共同研究等をするときの間接経費の率を準用したものである。(小幡主査)
- 今までの議論からいくと、営利団体提供時の30%アップの根拠がない。(深見委員)

- 営利団体に提供するときに、商品化するために使うのか、中での基礎研究だけに使うのかによっても違う。商品化の場合は30%以上徴収するのが妥当だと思う。(鈴木委員)
- 30%以上を徴収する場合はNBRPとは違うところで取ればよい。NBRPでは、中核機関はリソースを開発機関から預かっているだけで、増やして提供する権利をいただいている。利用者にはそれを使って増やして研究する使用権が渡っているだけで、リソースそのものの権利は移っていない。これまで中核機関が営利企業と非営利企業を区別してきたのは、歩留まりがそれほど高くなく、再提供する機会が多いため、そのコストを営利団体から頂いた30%でカバーするためである。(小幡主査)
- 営利団体への非営利目的というのが本当に分けられるのか。営利団体の活動は商品化に直結していなくても全て営利目的ではないのか。営利団体においては、研究者が新しいことを発見したいと思って研究する場合、製品の評価に使う場合、リソース自身を改変したり、リソースから物質を取り出したりして、それを販売する場合の三段階に大きく分かれるが、どの段階で営利と非営利を区別するのか。(鈴木委員)
- 世界の常識では営利団体の活動は全て営利目的であるし、学術機関の営利機関との共同研究も営利行為となる。また、学術機関が企業からの寄付で行う研究も、その結果が企業に戻っていく限り営利行為になる。その点、日本は大変ファジーになっている。それゆえ、リソース作製機関はライセンスフィーを取ればよいと思う。ここで言う営利機関と非営利機関というのは、提供手数料に限っての話である。間接経費の率および加算するか否かは中核機関に任せるというスタンスでいいと思う。(小幡主査)
- 歩留まりまで乗せたフィーでアカデミアに提供するのが基本ではないか。30%上乗せする理由がはっきりしない。根拠のない歩留まりの数値を入れると、利益になる可能性もあるから危険だ。(深見委員)
- バイオリソースが基礎的研究に使われることが多いことを考慮すると、利益目的で潤沢な研究費を持っているところと、通常の大学の研究室とが同等でよいのか。(山本委員)
- アカデミック・ディスカウントという表現を使えば、企業に上乗せするのと結果としては同じことだが、ニュアンスがだいぶ変わり、説明しやすいのかもしれない。(小幡主査)
- アカデミック・ユースであれば、最終的には論文が出され、利用した成果がリソースにもフィードバックされる可能性がある。企業の場合、研究成果がオープンされない場合もある。(河野専門官)
- 30%という数字は大事なのか。営利団体には固定経費の部分も計上した価格とし、学術研究には国家プロジェクトの恩恵でここまでディスカウントされているという説明の仕方もあるのではないか。(山本委員)

- 説明の仕方、±0になるという大前提をどう守るかは、検討する必要がある。(小幡主査)

## ＜第2章 実費徴収システム＞

### 1. 注文から発送までの業務の流れ

- 幾つか事例がないと議論するのが難しいので、理研や京都工繊大の実施例を参考にして最終案のたたき台を作ってもらった上で、あらためて議論したい。(小幡主査)

### 2. 実費徴収に係る会計システム

- 窓口一元化は、機関ごとであれば可能性があるが、全てのリソースをまとめるのはかなり難しく、報告書案に問題点を強調しておく必要がある。(小幡主査)
- 機関にクレジットカードを使えるシステムを導入すれば、リソースの実費徴収に限らず、授業料等の他にも活用できる可能性がある。リソースだけをクレジットカードのシステムで動かそうとすると難しいが、それ以外のことも含めてしまえば、そんなに難しいことではないと思う。(山本委員)
- 課金システムを導入しない機関には補助金を出せなくなる可能性もあるので、各機関で真剣に検討して欲しいという姿勢を示す必要がある。また、実際にできるかどうかは各機関の判断だが、報告書に実施例を記載すれば参考になると思う。(河野専門官)
- NBRPの事務局なり推進委員会、あるいはこの委員会が窓口となってクレジットカード会社と交渉するのは可能であるため、「一元化した交渉をする」と言い回しではどうか。そうすると徴収システムも簡単にできるかもしれない。また、機関の会計規則について、どういう規則が必要となるかを文科省で作成して欲しい。(小幡主査)
- 海外から実費徴収については日米租税条約等の税金関連の問い合わせがある。(鈴木委員)

### 3. 徴収した実費の取り扱い

- 徴収した実費が現場に還元されるのは当然だが、3月後半に還元されても執行できず、事業がストップしてしまうこともある。例えば9月と12月ぐらいに執行額を予測して、機関に前払いしてもらうなどの工夫が必要なことをぜひ書き込みたい。また、実費の目的が提供に係ることに限定されること、収入分の使途が明確であれば、運営費交付金の減額対象から外れること等を明記し、財務諸表の記載方法を徹底したい。(小幡主査)
- 本来、収入と経費は分かれており、立替金の精算は後払いも前払いも関係なく経費となるので、それを収益や収入に計上しなくてはいけないというところが、混乱を招くのではないか。(島田委員)

- それをどうやって予算書、決算書に入れるか。一番いい形を作りたい。(小幡主査)
- カードによる徴収システムでなければ、請求書の起案、決裁が大変になる。(深見委員)
- データベースを構築し、自動的にインボイスまで作成してしまうようにすれば、人件費はそれほど必要にならない。(山本委員)
- そのシステムを作るのに数百万円はかかるので、NBRPでシェアできるようなものを作るのが望ましい。一番大変なのはデータベースをどう構築するかで、ITに詳しい人材が必要となる。自分で作ろうとすると高いので、既存のソフトをNBRP全体でシェアできればよい。(小幡主査)
- ショウジョウバエは国際郵便約款で許されているので、航空便、EMSで送っているが、最近、アメリカの検疫が厳しくなり、返送されることがある。米農務省はFedExやDHLを使う方が検疫はスムーズに動くという見解を示しており、FedExやDHLもある程度限られたものは送るという体制に変わってきているようなので、今後バイオリソースの輸送にも対応してくれる可能性が高くなった。(山本委員)
- 温度や湿度のコントロールも問題で、安くて確実かつ安全に運ぶ必要があるので、NBRPの実施機関に輸送の現状や国際状況、おすすめの輸送方法等をアンケートしたい。(小幡主査)

### <第3章 MTAについて>

- 提供同意書において、提供元が機関長名のみ記載するようになっているが、現場の責任者名を追加して、別途学内の取り決めで機関長の決裁を半年に1回にする等、事務作業を簡略化してはどうか。(山本委員)
- リソースごと、機関ごとに工夫してもらえばよい。(小幡主査)
- 署名者、知財の取扱項目、英語版等については、中核機関と各コミュニティで実情に合わせて変えていかなければいけないところがたくさんある。特に英語版では、デリバティブの問題、研究成果、出てきた知財の帰属問題、マテリアルの定義、リーチスルーライト等について、国際的な状況を踏まえて設定を検討しなければならない。その際、MTAのひな型の解釈や変更できる範囲、注意点等を付けておいた方が、各コミュニティで考えやすいと思う。(鈴木委員)
- アメリカにおいても、NIHとATCCおよびジャクソンとでは権利主張が異なっている。NBRPのスタンスは各コミュニティで議論するのがよく、そのためにMTAは取捨選択できるようなフォーマットにせざるを得ない。(小幡主査)
- NBRPは機関の知財の取り扱いと異なるべきで、それなりの独自の基準が必要となる。



(深見委員)

- 学術機関へはできるだけフリーに配り、産業界、営利企業には別途、開発機関とコンタクトしてライセンスを取ってもらい、中核機関は承諾書があればただ配るだけという形で整理することを勧めたい。リソースの価値をどう見いだすかは大学の問題であって、NB R Pが全責任を負う必要はない。そうすれば、バイドール法にも沿っていて、開発したところが利益を上げることができる。(小幡主査)
- NB R Pのコメの提供先である機能が見つかり、大学がそのコメを使って特許を取って企業にライセンスしたとき、NB R Pのリストからそのコメは外されるのか。(深見委員)
- リストから外されると学術研究から消える。寄託機関の意向によるから縛ることはできないが、エクスクルーシブ・ライセンスだけはやめてもらいたい。(小幡主査)
- 配付機関として、特許が取られた場合に、その後の提供の際に当該特許を侵害するような研究はできないことを周知しなければならない。(深見委員)
- 特許侵害に関しては利用者の方に責任があることをMT Aのひな形に書いてある。I P D Lで調べて出る程度まで見えるように権利化してあれば、大丈夫ではないか。(鈴木委員)
- 理研B R Cにもリソースの権利関係を調べるとか、ほかの権利者の侵害にならないか保証しろと言ってくる場合があるが、そんなことをしてはお金が幾らあっても足りないので、一切やっていない。(小幡主査)
- アカデミック・フリーダムは絶対に確保すべきであり、検閲やホールディング等は推薦できないと報告書に明記した方がよい。(鈴木委員)
- NB R Pの存在を国際的にも世の中にも示すという意味でも、リソースの出自を明確にする意味でも、謝辞には研究者名とNB R Pの両方が必要だ。共同研究については開発者の意向による。それでも、自動的に名前が入るのはせいぜい2年ぐらいではないか。最近は、基本は入れず、言われたら入れるようにしている。(小幡主査)

#### <全体について>

- 役割分担としては、「はじめに」と第1章はライフサイエンス課、第2章は山本委員と小幡、第3章は深見委員と鈴木委員が担当し、島田委員には法律的な観点から全体を見ていただきたい。各章ともゼロから書いていただき、1月20日を目途にファーストドラフトを作成したい。作成に当たっては、本ワーキンググループと現場とが乖離しないよう、前回と今回のワーキンググループと運営委員会委員長会議の議事概要等を参考にしていきたい。(小幡主査)
- 2月6日過ぎまで時間が取れないので、ファーストドラフトは免除して欲しい。ただ、ピ

ンポイント的な質問ならメールで受け付けられる。(島田委員)

- 特にページ数は決めていないが、各項半分から1枚を考えている。(河野専門官)
- 各章4ページぐらい、全部で12～13ページで、言いたいこと、必要なことを的確に書いて、事例は参考資料としてどんどん付けていくという形にしたい。(小幡主査)
- 今回で終わりというわけではなく、1～2年後を目途に改訂もあり得る。(河野専門官)

### 3. その他

- ・実費徴収・知財—情報ワーキンググループ連絡会議の開催および来年のスケジュールについて文部科学省より説明があった。また、当日配付資料に基づき、海外におけるイネ、コムギ、オオムギを中心とした遺伝資源機関と関連情報について鈴木委員より説明があり、その後で意見交換が行われた。内容は以下のとおりである。
- 国際連合食糧農業機関（FAO）の国際食糧農業植物遺伝資源条約では、イネもコムギもオオムギも対象植物として含まれていて、標準試料移転同意書（SMTA）を使わなければいけないとされている。アメリカはこの条約に署名はしているが批准はしていない。日本はまだ署名も批准もしていないが、将来的に署名、批准する可能性はある。「5. 提供者の権利と義務」で、日本語ですと「無償又は有償で、迅速に与えられるものとする。ただし、有償の場合には、料金に係する最低経費を上回らないものとする」と規定されている。英語では“it shall not exceed the minimal cost involved”という表現で、最低限のコストを上回ってはいけないとしているが、“minimal cost”がわれわれの話しているフィーに相当するのか、それとももう少し小さいものを言っているのかが分からない。ただ、もしここで話している範囲が最低経費であれば、条約が批准されても穀物に関する縛りはあまり受けなくて済む。穀物関連はこの条約を一番気にして、もし無償または最低経費というところで、われわれのやっているのが特に最低経費よりも下のものであれば問題ない。このこともあるので、これを批准している国には無償で出している。この条約が日本に来たらこれに従って無償で出さなければいけないのではないかと心配している。(鈴木委員)
- 条約の規定は、経費名目でもたくさんのお金を取ってはいけないという趣旨であろうし、最低経費の具体的な内容は国内法によって定められるだろう。条約を批准したからすぐにこれに抵触するという問題にはならない。(島田委員)
- この条約も有償がいけないとは言っていない。(川上調整官)
- 植物の人たちに救いの手を差し伸べないと、いつまで経っても「植物はできない」でおしまいになってしまうので、何かいい仕組みを考えてあげないといけない。(小幡主査)

- 国際農業研究協議グループ（CGIAR）はすべて無料で配付している。米国においてもFDA関連はやはり無料だ。種は無料だが、遺伝子は有償提供している。欧州においてはどこも手数料を取っていない。ただし、商業利用の場合、売上高の70%の1.1%をFAOに支払うようにしており、お金に関して無頓着というわけではない。（鈴木委員）
- これに加えて種苗法もかかってくる。端的に言えば、ただでもらえるなら日本の研究者も海外の機関からもらえばよい。日本にしかないものは学術研究用で、リストラクシオン・エンザエムを買うように、提供元の機関に手数料を払えばよい。（小幡主査）
- フィリピンの国際イネ研究所（IRRI）が食糧事情を考えて無料にしているなら、それと遺伝資源の研究用材料とは全く配付目的が違う。（山本委員）
- NB RPの実施者は学術研究目的と食料生産目的の両方をやっているので混乱している。そこをきちんと整理して、NB RPのサポート範囲を明言すべきである。（小幡主査）

#### 4. 閉会